

真鶴道路の引継ぎについて

1 真鶴道路の概要

(1) 真鶴道路は、一般国道 135 号のバイパスとして日本道路公団（以下「公団」という。）が建設した一般有料道路であり、「旧道区間」と「新道区間」がある。

(2) 本道路については、公団が営業を継続した場合には、料金徴収期間が終了する平成 20 年 9 月をもって公団の道路管理者としての権限代行が消滅し、本来道路管理者である本県に引き継がれることとなる。

2 今後の「新道区間」の維持管理に向けた課題

(1) 多額の維持管理費

大部分がトンネル・橋梁など大規模構造物で構成されていることから、本県が管理する通常の道路と比べて多額の維持管理費を要する。

(2) 歩行者等の通行規制

トンネル・橋梁主体の構造物で構成れ、かつ歩道も設置されていない閉鎖空間となっていることから、交通安全上、歩行者等の通行を規制する必要があるが、通行規制を確実に行うことが非常に困難である。

3 「新道区間」の課題への対応

上記の課題に対応するためには、現在の料金徴収期間終了後も引き続き料金を徴収することのできる、いわゆる「維持管理有料制度」を活用し、通行料金によって維持管理費を賄うとともに、料金所の設置を継続することにより、歩行者等の通行規制を担保することが適切である。

なお、「旧道区間」については、現在の料金徴収期間終了後に無料開放する。

4 神奈川県道路公社が引継ぎを受けるべき必要性

真鶴道路において維持管理有料制度を活用できるのは神奈川県道路公社（以下「公社」という。）のみであり、公社が同制度の適用を受けるためには、現在、公団が行っている有料道路事業を、料金徴収期間が終了する前に引き継ぐ必要がある。

なお、現事業を確実に引き継ぐために、引継ぎの時期は、公団の民営化前（平成 17 年 9 月）とする。



